平成２２年（フ）第３２７５号
名古屋市瑞穂区妙音通３丁目25番地　アーバンアメニティ107号
債務者　大宅　浩二
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２７６号
名古屋市名東区高針台１丁目202番地　シャルム小畑205号
債務者　間宮あさみ
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２９６号
名古屋市東区芳野１丁目16番21号　アーバン日野103号
債務者　山本　成久
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３１６号
名古屋市中川区供米田３丁目2415番地　コーポ第二錦201号
債務者　井藤　　栄
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８６９号
兵庫県加古川市神野町神野387番地の８、申立時の住所兵庫県加古川市上荘町国包370番地
債務者　萩原　京子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２４号
兵庫県姫路市家島町真浦614番地
債務者　合田美千瑠
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７７５号
兵庫県姫路市網干区新在家1297番地、住民票上の住所兵庫県姫路市広畑区小松町４丁目25番地メゾン小松305号
債務者　居酒屋とんまこと吉福商事こと　福井　真弓
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８５５号
兵庫県姫路市花田町一本松315番地１
債務者　坂谷　光代
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８５６号
兵庫県姫路市花田町一本松315番地１
債務者　坂谷　健吾
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８８５号
兵庫県姫路市香寺町須加院２番地441
債務者　下口　勝次
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８９０号
兵庫県姫路市花田町小川577番地１上野団地８棟24号
債務者　三浦　克司
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８９１号
兵庫県宍粟市一宮町東市場400番地１　花咲ハイツ１－Ｃ号、従前の住所兵庫県宍粟市一宮町河原田920番地16
債務者　村田喜代子（旧姓下谷）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１７４０号
広島市安芸区矢野東５丁目５番28―201号
債務者　河邊　　治
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１９０号
北九州市八幡東区東山２丁目９番１号
債務者　石井　浩二
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１９１号
北九州市八幡東区東山２丁目９番１号
債務者　石井眞由美
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６１８号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目40番９号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市西伊敷６丁目41番５号
債務者　重久　照美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６７５号
鹿児島県鹿児島市郡元１丁目７番７号　鶴丸交通２Ｆ
債務者　内門　眞一
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係